

高知工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規則

制 定 平成25年2月21日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、男女共同参画に係る事項について審議し、もって男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 教育活動全般を通じた男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画の意識啓発に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る学外関係者との情報交換、情報提供、広報及び公表に関すること。
- (5) その他本校の男女共同参画の推進に関し必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長が指名した各学科の教員各1人
- (2) 総務課長及び学生課長
- (3) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は校長が指名する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年2月21日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。